

## 受検生及び保護者の皆さんへ ~新型コロナウイルス感染防止のための注意事項~

### I 検査当日の受検について

#### 1 次に該当する場合、検査当日の受検ができません。

- ① 検査当日、新型コロナウイルス感染症に罹患している者
- ② 検査日が健康観察期間にあたる濃厚接触者
- ③ 検査当日、新型コロナウイルス感染症と同様の症状がある者  
(具体的な症状については「健康状態申告書」を参照すること)

#### 2 濃厚接触者<sup>\*1</sup>については、以下の要件を満たしていれば、受検を認めます。

- ① 初期スクリーニング(自治体によるPCR検査又は検疫所における抗原定量検査)の結果、陰性であること。
- ② 検査当日も無症状であること。
- ③ 公共の交通機関<sup>\*2</sup>を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと。(事前に受検する県立学校へ連絡し、自家用車の利用など検査場までの移動等について指示を受けること。)
- ④ 終日、別室での受検を承諾できること。

\*1 ここでいう「濃厚接触者」とは、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう。

(新規陽性者自身が濃厚接触者として判断し、保健所へ連絡したものも含む。)

\*2 自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎のほか、以下の条件等のもとを利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについては、利用可能である。

- 1)業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用するこ  
と。(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと、等)
- 2)利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

### II 検査当日までの注意点等

受検生は、次の「新しい生活様式」等の実践を心がけてください。

- ① 手洗いを徹底する。
- ② マスクを着用する。
- ③ 咳エチケットを守る。
- ④ 人混みを避ける。
- ⑤ 感染症等に関する最新の情報をチェックする。
- ⑥ 十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事で体調を整える。
- ⑦ 健康状態の確認(検温等)を行う。

また、以下の点も確認してください。

- ※医療機関での受診(受検生は、検査前の2週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関で受診してください。)
- ※予防接種(他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を検討してください。)
- ※家庭における感染症対策の徹底(特に、体調のよくない家族がいる場合は、同じ部屋での食事や睡眠をとらない、家族での会話の際もマスクを着用する、こまめな手指消毒、共有部分の消毒、毎時2回以上の換気等、感染防止対策を徹底し、受検生は感染が疑われる家族と接触しないよう心がけてください。)

### III 検査当日における注意点

- 1 検査当日は、マスクの着用(鼻と口の両方を確実に覆うこと)をお願いします。
- 2 検査当日の朝、各家庭において検温し、「**健康状態申告書**」に必要事項を記入の上、指定された場所で提出してください。様式は、県教育委員会ホームページに掲載します。
- 3 検査当日、発熱等の症状(「**健康状態申告書**」に詳細の記載あり)があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる受検生については、当日の受検を取りやめてください。  
(一般入試等追検査を希望する場合は、指定の期間内に所定の手続きをとってください。)
- 4 検査時、咳が続く、発熱していると検査監督が判断した場合には、他の受検生への配慮のため、別室へ移動して受検する場合があります。
- 5 検査当日、休憩時間や昼食時間など、検査場等の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるので、各自防寒対策をしてください。
- 6 休憩時間や昼食時間等における他の受検生との接触、会話を控えてください。
- 7 昼食は、あらかじめ指示された時間・場所で食事をしてください。また、食事の後はマスクを着用してください。
- 8 検査当日の全日程終了後は、出口付近の混雑を回避するため順に退出します。退出の指示があるまで待機してください。また、検査場内ではマスク等を廃棄しないでください。会場から退出後、すぐに帰宅し、帰宅後は手や顔を洗うなど、感染症防止対策を行ってください。

### IV その他(保健所等の行政機関への協力)

検査終了後に、新型コロナウイルス感染症の感染が判明した、又は濃厚接触者に特定された受検生については、速やかに受検した県立学校(連絡がとれない場合は、県立学校教育課)に連絡するとともに、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力をお願いします。